

006 坂本康之家文書と目録作成について

1 坂本康之家には、すでに仮目録「坂本家文書目録」（興津正朔作成の稿本）があり、およそ1000点の文書群として存在します。その文書のほかに、坂本家から寄贈された本史料目録にみられる文書群があります。この寄贈文書群を「坂本康之家文書目録（1）」としました。

2 坂本家は井上村の旧家として、元禄生まれの幸右衛門重盛を初代として現当主・康之氏まで11代にわたって続く、大地主・豪農の系譜をひく伝統のある家です。本史料群には正徳2年（1712）10月以降の史料が文書目録として整理されています。

坂本家では、幕末期の一時期には、世襲的に名主を勤めています。享和元年（1801）には幕府領24ヵ村の取締役に任ぜられ、のちには、中野代官所管内の郡中取締役（二人のうちの一人）として活躍しています。これら関係史料が保管され、興津氏作成の稿本「文書目録」とともに、北信幕府領支配の実態解明には不可欠の史料群として、特色ある史料となっています。

3 本目録「坂本康之家文書目録（1）」は、『須坂市域の史料目録』の連番整理番号「006」（6番目）に位置付け、史料番号は「006-I-1」から開始し、整理ラベルを貼付しました。

史料群は、大きく「I 文書史料」「II 典籍ほか」の二つに分けて、時系列で史料番号を付しました。

4 本史料目録が、須坂市民をはじめ多くの地域史研究者によって活用されることを願ってやみません。とともに、当坂本家文書の史料調査・研究を深めて、須坂市域に生きてきた人々の歴史を、新たな視点から開拓し、子々孫々に伝えていきたいものです。

5 史料目録の作成にあたっては、つぎのようにしました。

(1) 史料名は原則として史料中に記載された表題を記載したが、無表題史料などには、つぎのように（ ）をもちいて仮表題を作成し掲げました。

（金銭出納簿） （小作帳）

(2) 「記」、「覚」のみで内容未記載の史料については、つぎのように（ ）内に内容説明を記載したものもあります。

記（領収書） 覚（小作契約書）

(3) 多数ある奉公人請状などの史料は、便宜的に括って目録化したものもあります。その場合は、つぎのように一枚目の史料名を記し、他の史料については「外〇点」などと略記しました。備考欄には「便宜括り」と記載しておきました。

奉公人御請状之事、外13点 土地受渡証書、外9点

(4) 史料形態については、つぎのように略記しました。

横（横帳）、横半（横半帳）、縦（縦帳）、紙（一紙）、
封（封書）、冊（冊子）など

6 本史料目録は、須坂市誌編さん室の専門員が作成しました。

平成 20 年 4 月 30 日 須坂市誌編さん室